

正しい知識を身に付けよう！

クーリング・オフ

クーリング・オフとは

いったん契約の申込や締結をした
場合でも、一定の期間であれば無
条件で撤回・解除できる制度です。

◆問合先 市役所商工観光課 ☎44-3312

クーリング・オフの手続き方法

◎はがきなどの書面またはメールなどの電磁的記録で行います。

書面
の場合

差し出した記録が残る方法（特定記録郵便
など）で代表者宛てに送付する。送付する前に、
書面の両面をコピーして保管しておく。

電磁的記録
の場合

送信したメールや画面のスクリーンショットを
保存しておく。

※クレジットカード決済の場合、クレジットカード会社にも通知を行う。

契約年月日、商品名、契約金額、販売会社（営業所・担当者名）と
クーリング・オフを通知する日を記載する。

【記入例】販売会社宛て

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 株式会社○○○○

支払った代金○○○○○○円を返し、
商品を引き取ってください。

○○年○月○日

奈良県香芝市～
氏名○○○○

手続きを行う前にチェック！

☑ クーリング・オフ期間は過ぎていないか

例えば、
訪問販売、電話勧誘販売、保険契約は
8日間 など

☑ クーリング・オフが適用されない契約形態
でないか

・通信販売
・営業や仕事用のために契約した場合
・代金が3,000円未満の現金取引
・葬儀、自動車など適用除外に当たる
商品やサービス など



困ったときは、消費生活センターへ

香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日
10:00～12:00、13:00～14:00
- ◆場所 市役所2階（商工観光課横）
- ◆電話 ☎44-3313

広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日
10:00～12:00、13:00～15:00
- ◆場所 広陵町役場2階（安全安心課内）
（広陵町大字南郷583-1）
- ◆電話 ☎55-1001（代表）

- ※市内在住または在学・在勤のかたであれば、どちらの窓口も利用できます。
- ※相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します。
- ※相談は無料です。まずは電話でご相談ください。

ひとりでも
悩まないでね

